



独立行政法人

国立公文書館  
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN



富山県

富山県置県140年記念

令和5年度 国立公文書館所蔵資料展

# 日本の近代教育の あゆみと富山



令和5年10月5日木 ▶ 11月7日火



独立行政法人国立公文書館  
富山県公文書館

# ごあいさつ

富山県置県140年記念・令和5年度国立公文書館所蔵資料展「日本の近代教育のあゆみと富山」にご来場いただき、誠にありがとうございます。

国立公文書館は、国の行政機関等から移管を受けた歴史公文書等を保存し、閲覧、展示、デジタルアーカイブなどを通じて利用に供しています。このたび、多くの皆様に国立公文書館の所蔵資料をご覧いただくため、富山県公文書館と共同で展示会を開催いたします。

令和5年(2023)は、明治16年(1883)の富山県の置県から140年の節目の年にあたります。本展では、我が国および富山が近代化を進めた時代を「教育」の視点から振り返り、「教育勅語」や「日本国憲法」(いずれも複製を展示)、「小学校令」といった国立公文書館所蔵資料、「越中地誌略」などの富山県公文書館や県内関係機関の所蔵資料からご紹介いたします。

富山県公文書館で開催する本展を通じて、富山県民の皆様に近代日本のあゆみと郷土の歴史の一端にふれていただくと同時に、国立公文書館、富山県公文書館の所蔵資料への関心を高めていただき、一層の活用につながる機会となることを願っています。

本展を開催するにあたって、多くの方々や機関からご協力を賜りました。ここにご芳名を記して感謝の意を表します。

富山県教育記念館 富山県立図書館 富山市教育委員会 高岡市立中央図書館  
高岡市立伏木図書館 高岡市立博物館 国立大学法人富山大学  
海内宏憲(富山市) 佐伯敬之(千葉県) 高堂肆郎(富山市) 高浪道子(富山市) 中島司(高岡市)  
中村一(富山市) 羽馬美代子(南砺市) 馬場是久(富山市) 広野禎介(富山市) 桃井清光(富山市)  
(順不同敬称略)

令和5年10月

独立行政法人国立公文書館  
富山県公文書館

## 目次

第1章 富山県と近代教育のはじまり .....	2
第2章 教育のひろがり .....	7
特設コーナー① 明治・大正期の学校教材 .....	12
第3章 社会の変化と教育 .....	16
特設コーナー② 富山の教育の発展に寄与した人々 .....	20
第4章 現在の教育の礎 .....	21

# 第1章

# 富山県と近代教育のはじまり

明治4年(1871)7月、廃藩置県が行われました。当初は、全国に3府302県が置かれていましたが、統廃合の結果、同年末には3府72県となり、明治21年までの間に3府43県となりました。廃藩置県によって越中国のうち、旧富山藩領だった婦負郡と新川郡の一部に富山県が置かれました。その後、明治4年11月の新川県設置、明治9年の新川県廃止と石川県への編入などを経て、明治16年に現在の県域で富山県が再び設置されました。

同じ時期に、教育に関しても新しい制度が整えられていきます。明治4年に文部省が設置されました。明治5年には学制が公布され、全国で学区が定められ、小学校等が設立されます。明治12年には教育令が公布され、学制は廃止されました。教育令では学区を廃止し、各府県に学校の運営が任せられましたが、就学状況の悪化が見られたことから、明治13年に大幅な改正が行われました。この時の改正では、重要事項に関する「文部卿の認可」の規定が設けられたほか、府知事・県令の権限の強化、就学の義務の明確化などが行われています。その後、明治18年には再び改正が行われ、簡易な小学教育を認め、学務委員を廃止するなど、地方の負担軽減が図られました。明治19年には教育令に代わり、小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令の4つの学校令が公布されます。学校令の公布により、その後の学校制度の基礎が整えられました。

## 関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
明治4(1871)	7	廃藩置県により富山県(旧富山藩領)・金沢県(旧加賀藩領)設置	廃藩置県実施
	11	新川県設置(新川・婦負・砺波郡は新川県、射水郡は七尾県)	
明治5(1872)	8		「学制」公布、全国で学区を定める
	9	射水郡、新川県に編入	
明治6(1873)	1	学制実施に関する告諭(新川県)	
	2	伏木小学校設立	
	10	新川県小学教員講習所開設	
明治7(1874)	12	新川県下の小学校総数359校となる	
明治8(1875)	4		府県に学務課を設置
	12	新川県小学教員講習所を新川県師範学校と改称	
明治9(1876)		新川県、石川県に編入	
	4	新川県師範学校を石川県富山師範学校と改称、女子部開設	
明治10(1877)	2	石川県富山師範学校を石川県第二師範学校と改称	
	11	致遠中学校開校(明治16年廃校)	
明治12(1879)	11	各小学校に学務委員を設ける	
明治13(1880)	12		「教育令」改正
明治15(1882)	9	石川県、小学校分校・巡回授業所を指定	
	5	富山県設置	
明治16(1883)	8	各地に巡回授業所を設置	
		富山県中学校開校 県下初の県立中学校 【現在の富山高等学校】	
明治18(1885)	1		
	3		「帝国大学令」公布
	4		「小学校令」「中学校令」「師範学校令」公布
明治19(1886)	12	小学校授業料の額及び納付期限を定める	
		師範学校に幼児保育場開設 県内初の幼稚園	
明治20(1887)	6		
明治22(1889)	2		「大日本帝国憲法」公布

出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)

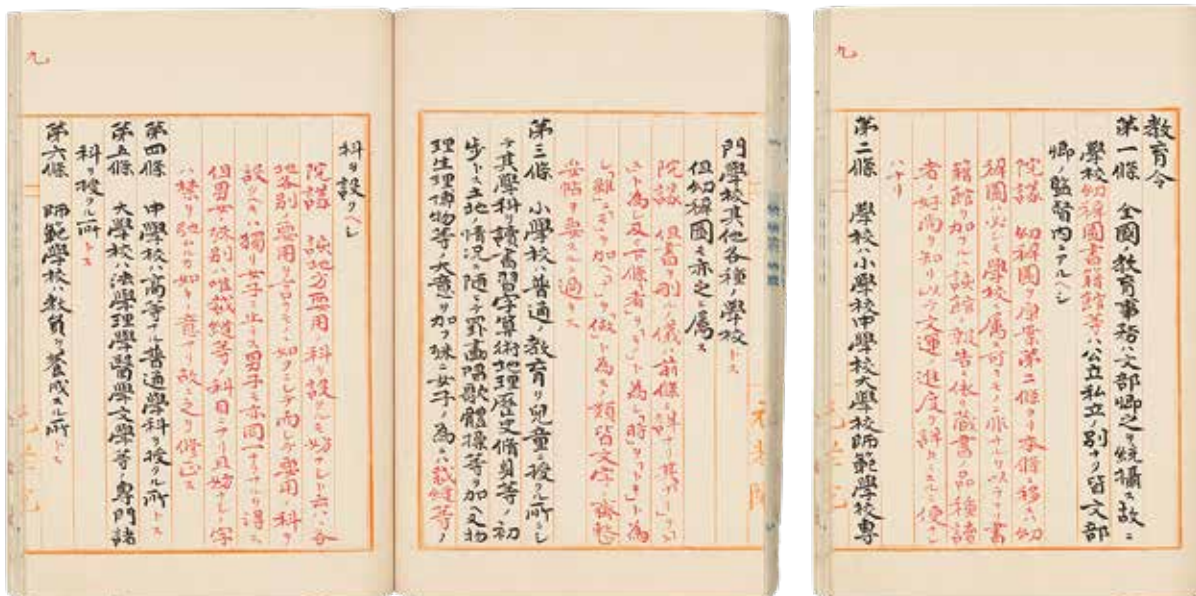


『学制』

明治5年(1872)、フランスの制度にならい、我が国初の近代的学校制度である学制が頒布されました。そこで示された学校設置の基準は、全国を8大学区にわけ、各大学区に大学校1、中学校32、各中学区に小学校210を設置する（当時の人口で約600人に1小学校の割合）というもので、小学校の設立・運営経費は地域の負担とされました。

資料は、東京日日新聞（現・毎日新聞）の記者で、啓蒙雑誌『相益社談』を創刊した思想家・海内果うみうちぼたの關係資料です。海内果は、生家のある中老田村（現・富山市）で小学校の設立をいち早く提唱し、明治6年(1873)8月に開校させました。

整理番号：海内家・一一40  
海内家文書 富山県公文書館所蔵



教育令布告ノ件

明治12年(1879)9月、教育令が布告されました。教育令では、「学校」とは、小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校その他各種の学校を指す、と定義されました。小学校については、児童に普通教育を教授し、読書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩を教える場であると定められました。資料は、同年7月の元老院で修正が行われた教育令の布告案で、元老院による修正が朱書され、修正理由が記載されています。教育令は、明治13年、明治18年の改正を経て、明治19年に小学校令等の学校種別ごとの勅令（学校令）の公布にともなって廃止されました。

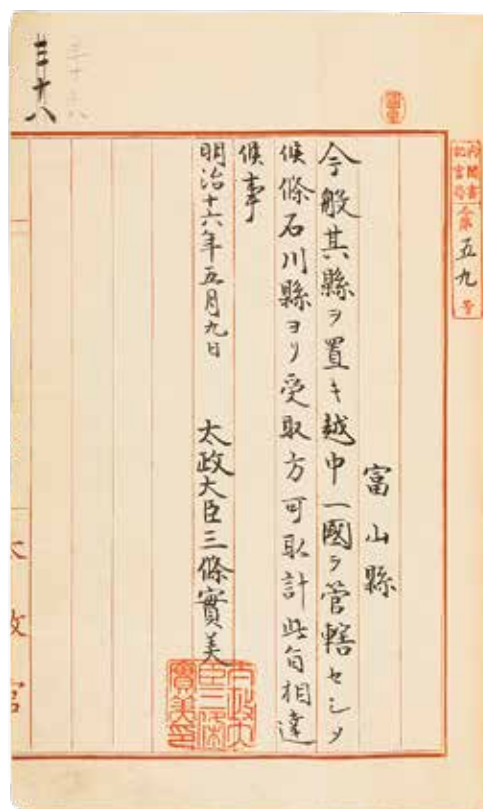
請求番号：公副02544100  
国立公文書館所蔵



### 富山県設置の太政官達

明治16年(1883)5月9日に、富山県・佐賀県・宮崎県の3県の設置が太政官布告により正式に決定しました。資料は、同日、富山県に太政官から伝達された文書です。初代県令には長州藩(山口県)出身の国重正文が任命されました。ここに、現在の富山県が誕生しました。「県民ふるさとの日」は、この公文書の日付です。

富山県公文書館所蔵

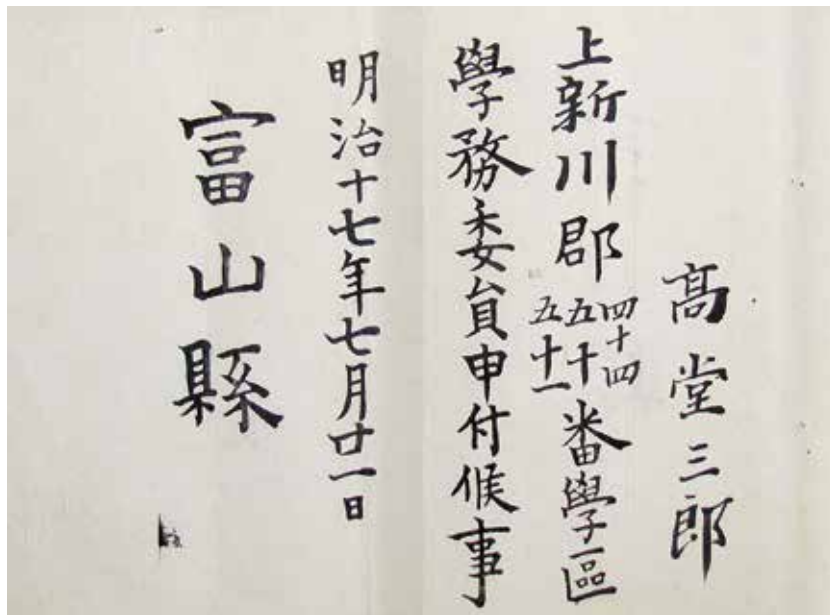


### 富山県史料 学校 2

明治16年(1883)の富山県設置から明治17年までの間の富山県における学校行政に関する資料をまとめた簿冊。「富山県史料」全22冊のうち、第10冊。

見開き箇所は、富山県置県に際して、明治16年6月30日以前に石川県で授与された小學校教員免許状(甲・乙)を有効とする旨の布告です。当時、小學校教員免許状は、各府知事・県令から授与されていました。富山県が置かれた直後、同県発行の教員免許状を持つ者がいない状況でも、小學校での教育が継続できるようにとられた措置と考えられます。

請求番号：府県史料富山  
国立公文書館所蔵



**上新川郡四十四・五十・五十一番学区学務委員申付書**

資料は、明治17年(1884)7月に富山県から高堂三郎氏に出された学務委員の申付書です。高堂氏は当時戸長など上新川郡の諸職を務めていました。

政府は、明治12年9月、学制を廃止し、アメリカの制度にならった教育令を定めました。学制下では、小学校設置は学区制が厳守されたのに対し、教育令下では町村単位とされました。学務委員は、その行政事務を行うため、学制における学区取締に代わるものとして、置かれることになりました。

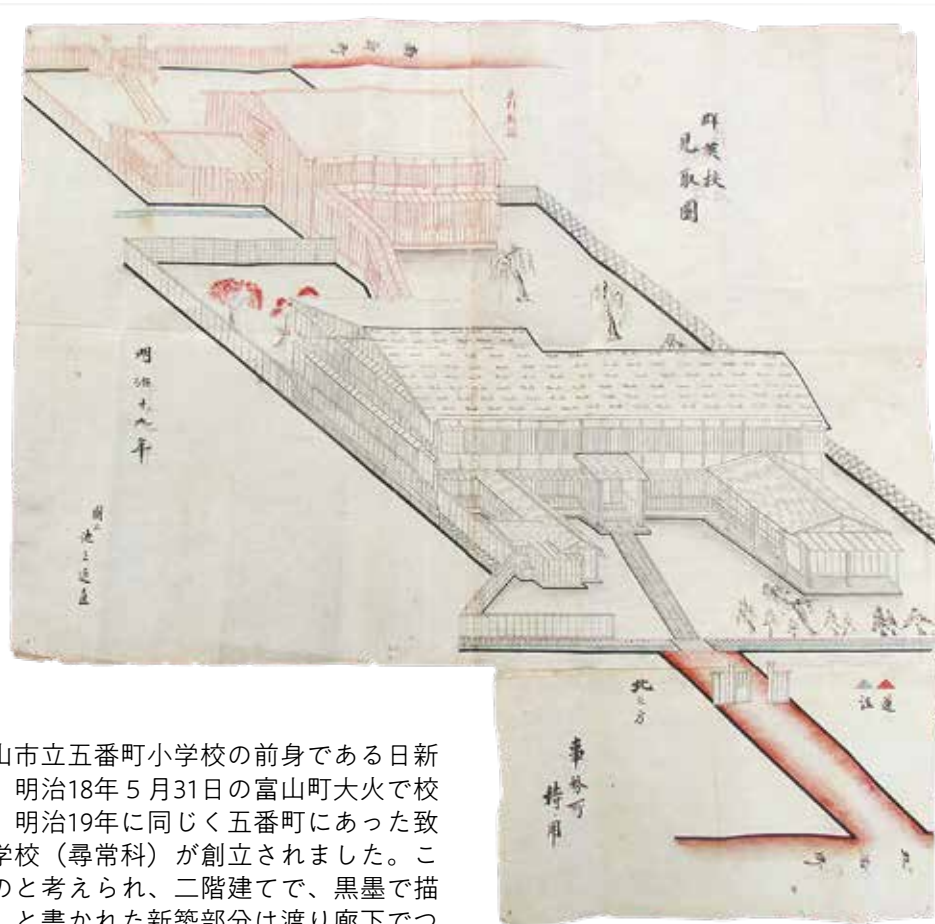
整理番号：高堂家・五五-1-8  
高堂家文書 富山県公文書館所蔵



**小学校令ヲ定ム**

政府は、小学校を国民一般の基礎教育課程として普及させることを目指していました。明治19年(1886)、小学校令が定められました。これにより、就学の年齢に達した児童に普通教育を学ばせることは父母あるいは後見人等の義務である、と明文化されました。

請求番号：類00274100  
国立公文書館所蔵



### 群英小学校見取図

明治6年(1873)に、旧富山市立五番町小学校の前身である日新小学校が創立されましたが、明治18年5月31日の富山町大火で校舎が類焼しました。その後、明治19年に同じく五番町にあった致芳小学校と合併して群英小学校(尋常科)が創立されました。この見取図は、創立当時のものと考えられ、二階建てで、黒墨で描かれた旧校舎と「朱引新調」と書かれた新築部分は渡り廊下でつながっています。

整理番号：広野家・34  
 広野家文書 富山県公文書館所蔵



### 大日本帝国憲法

明治22年(1889)2月11日に発布され、翌年11月29日の第1回帝国議会開会から施行されました。大臣の副署には、当時の文部大臣森有礼の名も見えます。前文で、臣民はこの憲法に対して永遠に従順の義務を負うことが示され、第二十八条で安寧・秩序の妨げにならず、臣民の義務に背かない限りにおける信教の自由が、第二十九条で法律の範囲内における言論や著作、印行(刊行のこと)、集会、結社の自由が定められました。これらは、教育の進展に関わる条項として、特に注目されます。

請求番号：御00284100  
 国立公文書館所蔵



## 第2章

# 教育のひろがり

明治22年(1889)2月、大日本帝国憲法が公布され、翌年11月に施行されました。教育に関する規定は設けられませんでした。教育の基本となる勅令を発する根拠となる条文(第9条)があり、また教育行政の基本となる官制等の制定に関する条文(第10条)が設けられました。明治23年には「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)が下賜されました。その後の教育に関する法令は、勅語の示す方針に基づいて定められていきます。

小学校に続く教育も整備が進められ、それぞれの種別の学校で教授すべき具体的な内容が定められました。富山においても、明治10年の致遠中学校(同16年廃校)や明治34年の富山高等女学校(現在の県立富山いずみ高等学校)をはじめ、中学校や高等女学校の設置が進みました。そのほか、市町村立小学校で授業料が原則無償になるなど、多くの人々が教育を受けることを可能にするための政策が行われました。

### 関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
明治23(1890)	10		「教育ニ関スル勅語」下賜 「小学校令」改正
明治24(1891)	1	県下の各小学校で勅語奉読会を開設	
	11		「小学校校則大綱」制定
	2	共立富山薬学校開校 富山薬専の前身 【現在の富山大学薬学部】	
明治27(1894)	6		「高等学校令」公布
	10	富山県工芸学校開校 全国で3番目の工芸学校 【現在の高岡工芸高等学校】 富山県簡易農学校開校 県下初の農学校 【現在の南砺福野高等学校】	
明治30(1897)	4	市立富山簡易商業学校開校 県下初の商業学校 【現在の富山商業高等学校】	
	10		「師範学校令」公布
明治32(1899)	2		「実業学校令」公布 「高等女学校令」公布
明治33(1900)	4	富山県水産講習所開所 【現在の滑川高等学校海洋科】	
	8		「小学校令」「小学校令施行規則」改正
明治34(1901)	5	富山県高等女学校開校 県下初の高等女学校 【現在の富山いずみ高等学校】	
明治35(1902)	3		「小学校令」一部改正(国定教科書制)
明治36(1903)	3		「専門学校令」公布 「実業学校令」改正
	4		「小学校令」一部改正
明治37(1904)	4		国定読本を全国採用(第一国定教科書)
明治39(1906)	7	新湊町立新湊甲種商船学校開校 日本海側唯一 【現在の国立富山高等専門学校商船学科】	
	3		「小学校令」改正(義務教育6か年に延長)
明治40(1907)	4	私立富山訓盲院開校 本県盲教育の初め 【現在の富山視覚総合支援学校】	
明治42(1909)	10		国定教科書の発行を日本書籍、東京書籍、大阪書籍の3社に委託
明治44(1911)	6	市立高岡実科高等女学校開校 県下初の実科高等女学校	

出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編「富山県教育史」下巻、昭和47年)

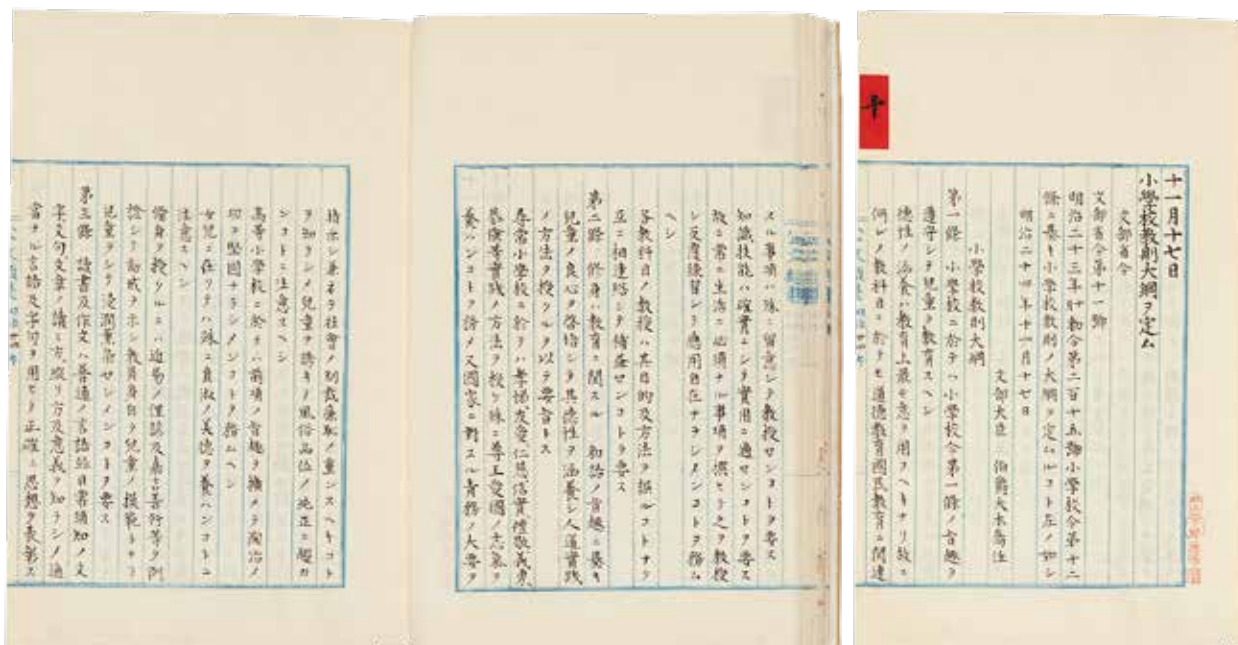




### 教育勅語

明治23年(1890)10月30日、国民教育の根本理念を示すため、「教育ニ関スル勅語」が下されました。勅語では、父母への孝行といった具体的な項目を挙げ、国民にこれらの遵守を求めました。資料は「教育勅語」の公布原本で、変色等の損傷は関東大震災で発生した火災の影響によるものです。

請求番号：平25文科00001100  
国立公文書館所蔵



### 小學校教則大綱ヲ定ム

明治24年(1891)11月、小學校教則大綱が定められました。第一条では、教育において最も大切なことは「徳」であると述べ、どの教科においても道徳教育・国民教育に関連する事項は特に大切に教授し、知識・技能に関しては日常生活に必要な事項を優先的に練習させよ、とあります。第二条以下では、教科ごとに、尋常小學校および高等小學校で教授すべき具体的内容が記載されています。

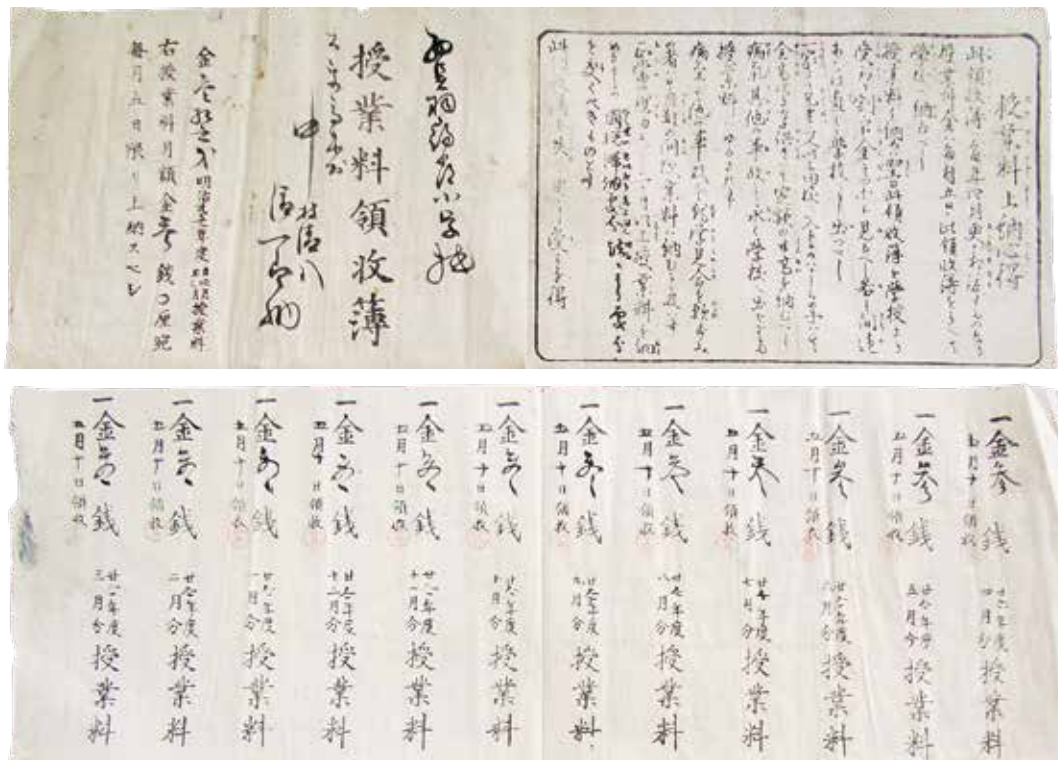
請求番号：類00570100  
国立公文書館所蔵



富山県西礪波郡石動町外六箇村学校組合学務委員ニ関スル条例ヲ設ク

資料は、明治29年(1896)、西礪波郡石動町ほか6村の学校組合において学務委員条例を定めた際の裁可書です。本条例は、明治23年の小学校令第76条により定められました。条文では学務委員の選任や報酬に関する規定が定められています。

請求番号：類00747100  
国立公文書館所蔵



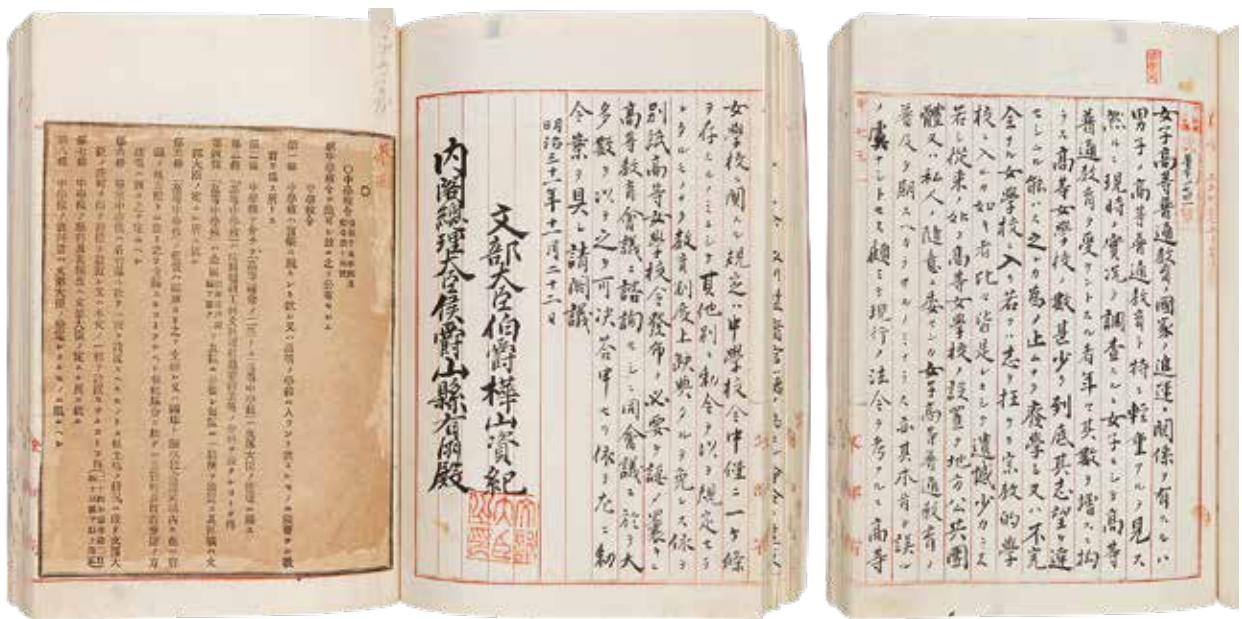
西呉羽尋常小学校授業料領収簿

資料は、明治26年度(1893~94)の西呉羽尋常小学校の授業料領収簿です。「月額3銭を毎月5日まで納めること」が記されています。

明治19年の県の規程では、尋常小学校の授業料徴収額は、原則月額10~20銭/人とする一方、校長と戸長で協議をして徴収額を決定することになっていました。実際には、規程を大幅に下回る少額しか納められない家庭・児童が大多数でした。全国的にも、町村の財政にとって教育費は大きな負担となっていました。

中村家文書 富山県公文書館所蔵





### 高等女学校令ヲ定ム

明治24年(1891)に中学校令が改正された際、第14条に新たに女子中等教育の規定が加えられ、尋常中学校の一種として高等女学校が設けられました。明治32年政府は高等女学校令を公布し、高等女学校を中学校から分離して独立した種類の学校と規定しました。これらの勅令の改正・公布の結果、男子だけではなく尋常小学校を卒業した女子生徒も、中等教育を受けることができるようになりました。資料は、高等女学校令の勅令案が提出された際に樺山資紀文部大臣から山縣有朋内閣総理大臣に提出された提案の経緯を説明した文書です。

請求番号：類00861100  
国立公文書館所蔵

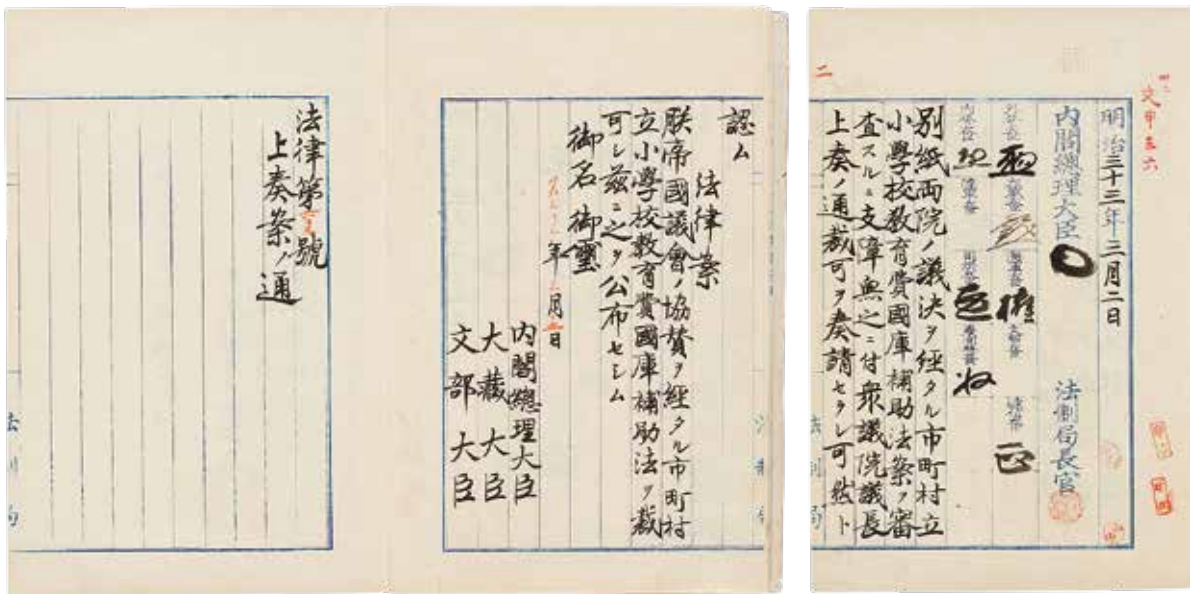


### 富山県 県立富山高等女学校

明治32年(1899)、各府県に高等女学校の設置を義務付けた高等女学校令が公布されました。明治34年、富山県初の高等女学校として設けられたのが、富山高等女学校です。同校は、現在の富山県立富山いずみ高等学校の前身に当たります。資料は、昭和22年、全国の学校の状況を調査した際に作成された高等女学校の台帳です。

請求番号：昭59文部02576100  
国立公文書館所蔵





**市町村立小學校教育費國庫補助法ヲ定ム**

明治33年(1900)の小學校令の全部改正により、尋常小學校の授業料が原則として廃止されました。そこで問題となったのが、市町村財政における教育費です。授業料の廃止と、小學校教員の給与の保障とを両立させるため、市町村の財政における教育費の負担が増加しました。この負担を軽減するため、明治33年3月、市町村立小學校國庫補助法が公布されました。資料は、市町村立小學校國庫補助法の公布が閣議決定された際の閣議書です。

請求番号：類00894100  
国立公文書館所蔵



**尋常高等小學校學校家庭通信簿**

資料は、明治45年度(1912~13)の尋常高等小學校の高等課程2年生(現在の中学校2年生の年齢)の生徒の通信簿です。明治40年(1907)の小學校令の一部改正により、小學校は義務教育期間の尋常小學校(6年間)と高等小學校(2年間)の2段階となりました。尋常高等小學校とは、尋常小學校課程と高等小學校課程を一つの學校に併置した小學校のことです。

資料では、当時の高等小學校の教科・科目を確認することができます。教科・科目の学期ごとの評価(10段階)と月ごとの出席状況が記載されており、保護者が毎月確認印を押印する形式となっています。

高浪家文書 富山県公文書館所蔵

## 特設コーナー① 明治・大正期の学校教材

明治5年(1872)の学制発布以降、文部省は学校における教科課程や教授方法の整備に着手しました。学校で用いられる教科書は、師範学校を中心に、お雇い外国人や各学校で教育にあたる教員が集まり、検討や準備が進められていきます。当初、どのような教材を用いるかは各校の自由に任されていたが、明治10年代後半から文部省の方針が変わり、小学校教科書に対する規制が強化されます。明治19年の小学校令で教科書は文部大臣が検定した教科書に限られることとなり、明治20年には検定教科書を府県単位で採用する制度が設けられ、審査委員会が設置されました。しかし、明治30年代には教科書の採用に関わる大規模な汚職事件が発生し、これをきっかけに教科書の国定化が推進されました。

国定教科書は明治37年から使用され始めました。その後、数度の改定を行いながら、国定教科書は日本の初等教育で用いられました。昭和22年(1947)に公布された学校教育法で教科書検定制度が導入されます。検定教科書は昭和24年から使用が開始され、国定教科書の使用は終了しました。



獣類一覽 (動物図第一)



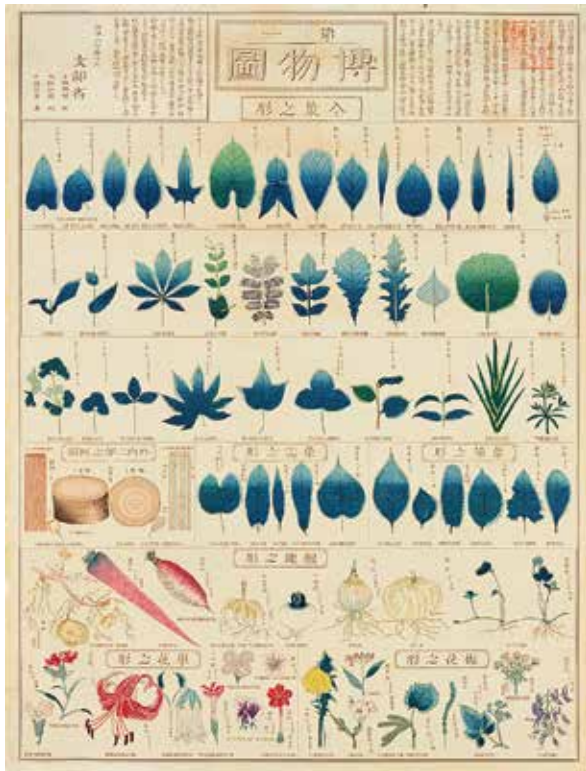
鳥類一覽 (動物図第二)

### 教育参考掛図

アメリカのニューヨークで19世紀後半に出版された初等教育用の図表“School and Family Charts”を参考に制作したとされる教育用の掛図です。動物5図、植物5図の計10図で構成されています。動物図の撰者は東京上野の博物館や動物園の設立にも携わり日本博物館の父と呼ばれる博物学者田中芳男(1838-1916)、植物図の撰者は著名な本草学者小野蘭山の玄孫小野職愨(1838-90)です。

請求番号：197-0300～0302・0304・0305  
国立公文書館所蔵





博物圖（第一圖）



博物圖（第二圖）

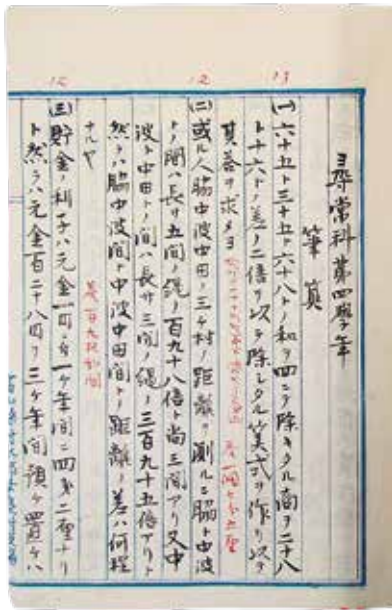


博物圖（第三圖）

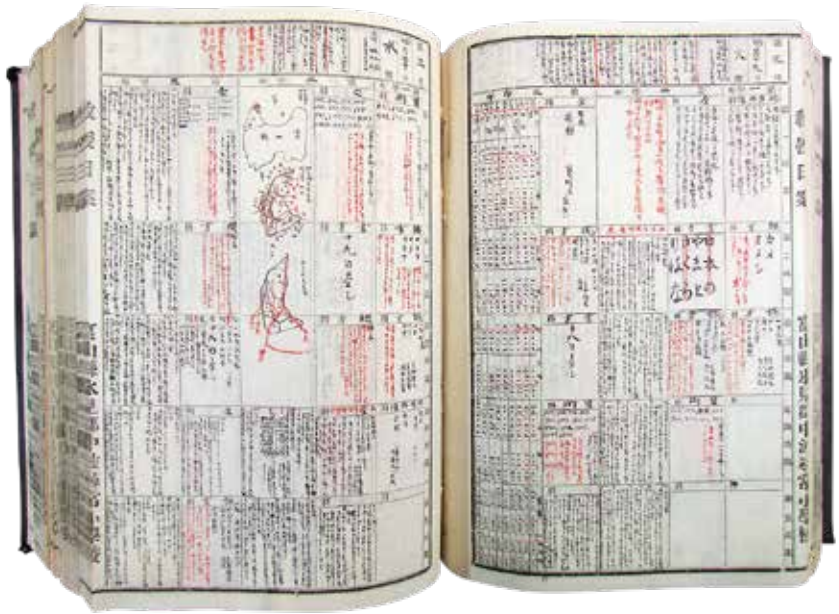


博物圖（第四圖）





第1巻



第5巻

教授日録 (第1巻・第5巻)

資料は、氷見中波尋常小学校（のちの旧氷見市立女良小学校）に訓導として勤務した丸山弥三左衛門氏が残した明治26年(1893)から約30年間に及ぶ記録です。全9巻にわたって、毎日・毎時の学年別・教科別の指導計画や行事、考査問題、出席簿、成績等が記されており、本展では、第1巻（明治26～30年）と第5巻（明治42～45年）を展示しています。見開き箇所は、考査問題（第1巻）と日常の授業記録（第5巻）です。

富山県教育記念館所蔵



教師用



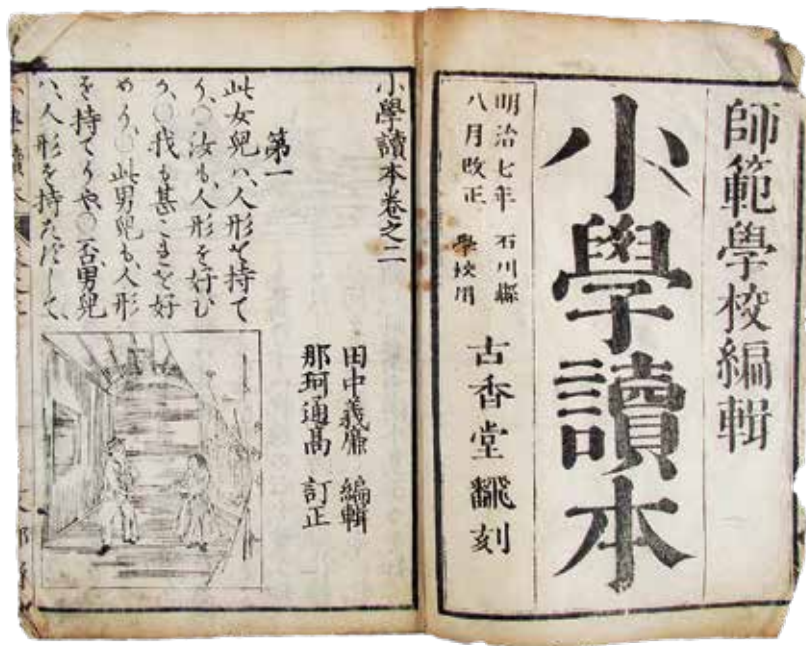
児童用

尋常小学算術書 (教師用・児童用)

明治43年(1910)に出版された、尋常小学校第三学年用の算術の国定教科書です。教師用の教科書には、児童用教科書にはない凡例と教授方法の記載があります。凡例にはこの学年で習熟を目指す範囲が示され、各ページには教授方法のコツや注意点が書かれています。

請求番号：ヨ375-0052・0053

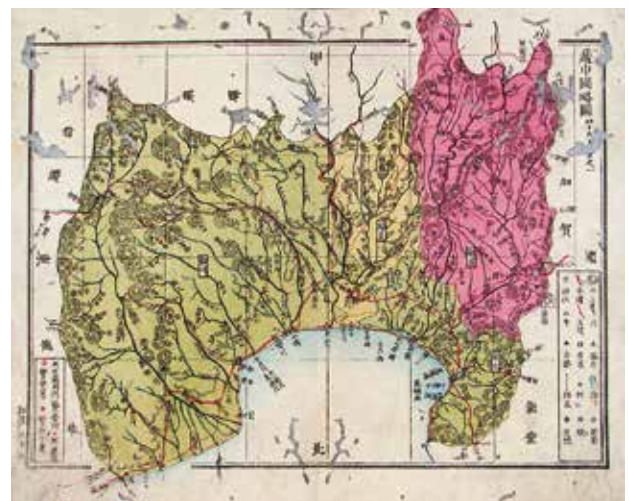
国立公文書館所蔵



『小学讀本 卷之二』(師範学校編輯 石川県学校用)

明治6年(1873)、文部省は師範学校に編集させ、日本初の小学校国語読方教科書『小学讀本』(田中義廉編、全4巻)を刊行しました。内容は、アメリカの教科書『ウィルソン・リーダー』の翻訳を多く含み、明治7年の改訂では、不自然な直訳を改め、我が国の実情を踏まえ、挿絵を含めて全体的に修正されました。多くの府県で教科書として広く普及しました。各地で翻刻が許されており、資料は、明治7年に石川県で刊行されたものです。

整理番号：羽馬家・六五-1  
羽馬家文書 富山県公文書館寄託



『越中地誌略』

資料は、明治時代の小学校で地理読方の教科において、郷土の地誌を学ぶために使用された教材『越中地誌略』(『加賀地誌略』『能登地誌略』と併せた三部作うちの一つ)です。まず、越中国全体の地理、気候、産業、沿革を概観したうえで、新川郡・婦負郡・射水郡・砺波郡の順に、同様の事項について列挙し、説明する内容となっています。特に各郡中において著名な山や川、町について、詳細な説明が記述されています。

佐伯家文書 富山県公文書館所蔵

越中国略図(45万分の1、『越中地誌略』付録)

資料は、左の教材『越中地誌略』の付録の地図です。教材の本文の記述に対応させて、新川郡・婦負郡・射水郡・砺波郡中において著名な山や川、町の名前などを地図中に掲載し、児童の理解を促す地図となっています。

佐伯家文書 富山県公文書館所蔵



## 第3章

# 社会の変化と教育

明治時代を通じて就学率は上昇し、尋常小学校に併設された高等小学校の普及も進みました。こうした状況を受けて明治40年(1907)に小学校令が改正され、義務教育の年限が6年に延長されます。これにより、学費の国庫補助などによる就学率の向上に加えて、高等小学校をはじめとする中等教育、高等教育への進学が促されました。

一方で、日本における工業化の進展とともに、劣悪な環境で低賃金・長時間労働を課せられ、成長を著しく阻害される児童が社会問題となっていました。明治44年に公布され、大正5年(1916)に施行された工場法では、12歳未満の児童の雇用禁止、15歳未満の年少者の長時間労働禁止などが定められています。

大正7年には大学令や高等学校令が公布され、初等、中等教育に加えて高等教育の充実も図られました。

大正時代を通じて、学校の増加や制度の改革など、日本の教育は様々な面での拡充が続きました。その後、昭和6年(1931)の満州事変、昭和12年の盧溝橋事件を契機とした日中戦争の発生とその長期化、昭和13年の国家総動員法の公布など、日本社会は戦時体制に移行していきます。戦時下における様々な生活の抑制は、教育にも影響を及ぼします。空襲被害を避けるため都市部では学童疎開が実施されました。富山は避難してきた児童を受け入れた地域のひとつでした。こうした状況のなか、昭和20年に日本は終戦を迎えました。

### 関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
大正2(1913)	7		「小学校令」改正
大正5(1916)	4	市立富山工業学校開校【現在の富山工業高等学校】	
大正6(1917)	4	師範学校女子部、富山県女子師範学校として独立	
大正7(1918)	4	「小学校令施行細則」を制定 「市町村義務教育費国庫負担施行細則」を制定	
	7～	米騒動が発生	
	12		「大学令」公布 「高等学校令」公布
大正10(1921)	12	蜷川龍夫、富山県師範学校校長に着任	
大正12(1923)	5、7	馬場はる、富山高等学校設立のために県へ寄付	
	9	富山市立小学校8校で秋季学年制実施(～昭和10年)	
	10	富山高等学校設置	
	12	南日恒太郎を富山高等学校校長に任命	
大正13(1924)	4	富山高等学校開校(7年制)【現在の富山大学】	
	6	馬場はる、富山高等学校にヘルン文庫を寄贈	
昭和5(1930)	3	富山県町村会、義務教育費国庫負担の増額を国に要望	
昭和6(1931)	9		満州事変発生
昭和12(1937)	7		盧溝橋事件発生
昭和13(1938)	3		「国家総動員法」公布
昭和16(1941)	3		「国民学校令」公布
	4	県内小学校が国民学校に改称	国民学校発足
	12		アメリカ、イギリスに宣戦布告し、第二次世界大戦に参戦
昭和18(1943)	1		「中等学校令」公布
昭和19(1944)	6		学童疎開の促進を閣議決定
	8～	東京より学童集団疎開(第一次)	
	9		文部省に疎开学童対策協議会設置
昭和20(1945)	3	国吉村の中島庄官氏が大森区から学童集団疎開事務委員を委嘱	「学童疎開強化要綱」が閣議決定
	4～	東京より学童集団疎開(第二次)	
	4		国民学校初等科を除き原則として授業停止
	8		第二次世界大戦終戦

出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)





**工場法施行令第26条に依り尋常小学校の教科を修了せざる学齡児童の雇用、就学に関し認可の件**

大正6年(1917)3月、工場法施行令第二十六条の規定による認可について、内規が定められました。工場法施行令第二十六条は児童の雇用について定めており、尋常小学校の教科を修了していない学齡の児童を雇用する場合、工業主は必要な事項を定め、地方長官の認可を受ける必要がありました。工業主には、認可を受ける条件として、授業時間を確保するための労働時間の制限や修業期間中に修了すべき教育内容などが示されました。

請求番号：平11労働01177100  
国立公文書館所蔵



**大学令○高等学校令ヲ定メ○中学校令中改正ノ件ハ枢密院ヨリ撤回ス**

大正7年(1918)9月に大学令と高等学校令の制定の件が閣議決定され、枢密院に諮詢されます。11月27日には枢密院で条文が修正可決され、内閣に戻されます。その後、12月2日に閣議決定、12月5日に公布されました。資料は11月27日に枢密院から戻された大学令の修正条文で、原案を墨書し、修正を朱書しています。

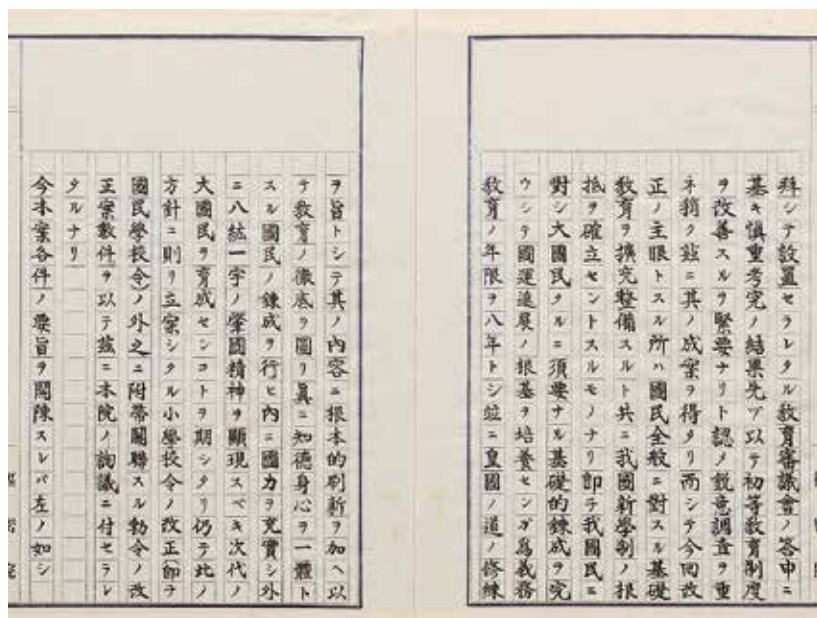
請求番号：類01293100  
国立公文書館所蔵



『郷土学習読本』（富山県氷見町上伊勢尋常小学校刊行）

資料は、昭和7年(1932)に氷見上伊勢尋常小学校が刊行した郷土学習のための教材で、1学年1冊で編集されています。郷土や日常生活に即した事物を題材として、様々な教科の学習内容を学ぶ形式となっており、児童自身が調べ学習を行うためのワークシートがついている箇所も多数あります。全6巻のうち、本展では、1・3・6年生用を展示しています。見開き箇所は、3年生用に掲載の「郷土かるた」です。大正時代中期以降の児童中心主義の教育は、昭和に入ると、堅実な生活主義の教育へと大きく変化しましたが、その中で多くの小学校において独自に作成した教材が刊行されました。

富山県教育記念館所蔵



小学校令改正ノ件

昭和16年(1941)4月、小学校令が改正されました。この時の改正では、小学校は国民学校と改称され、皇国の道に則った普通初等教育を行い、国民の基礎的鍊成を行うことが目標とされました。資料は、同年2月19日の枢密院本会議で提示された小学校令等に関する審査報告です。

請求番号：枢D00862100

国立公文書館所蔵

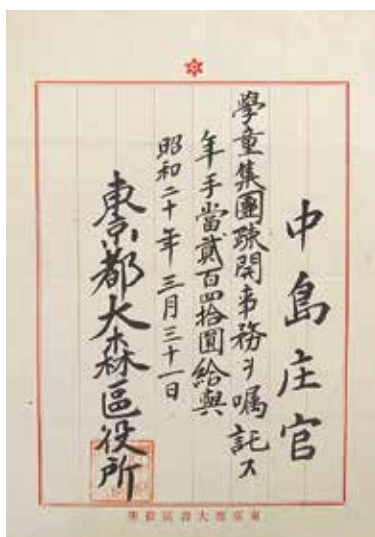




### 学童疎開強化要綱

第二次世界大戦中の昭和17年(1942)4月、アメリカ軍による日本の各都市への空襲が行われました。最初の空襲による被害は軽微でしたが、昭和19年7月のサイパン島陥落以降、各都市への空襲が激しくなります。日本本土では昭和16年から限定的な疎開が行われていましたが、昭和19年6月、学童疎開の促進が閣議決定されます。昭和20年3月には、学童疎開を徹底させるため、学童疎開強化要綱が定められました。この要綱に従って、国民学校初等科の児童を中心に縁故疎開や集団疎開が行われました。資料は、学童疎開強化要綱が閣議決定された時の閣議書です。

請求番号：類02941100  
国立公文書館所蔵



### 学童集団疎開事務委員委嘱状

資料は、第二次世界大戦末期の昭和20年(1945)3月に、当時の東京都大森区(現在の大田区の一部)の区役所が、中島庄官氏(国吉村、現・高岡市)に、学童集団疎開の受け入れに係る事務を担う事務委員を、年手当240円で委嘱した際の委嘱状です。

なお、昭和20年の学童集団疎開(第二次疎開)では、氷見郡や西砺波郡の町村で大森区の学童を多く受け入れていました。

中島家文書 富山県公文書館寄託



### 学童集団疎開事業への協力に対する感謝状

資料は、第二次世界大戦終結後の昭和20年(1945)11月に、当時の東京都長官・広瀬久忠の名で、中島庄官氏(国吉村、現・高岡市)に対して贈られた学童集団疎開事業への協力に対する感謝状です。中島氏は東京都大森区から事務委員に委嘱され、学童集団疎開の受け入れに係る事務を担っていました。

中島家文書 富山県公文書館寄託



## 特設コーナー② 富山の教育の発展に寄与した人々

国全体で教育制度が整えられる一方で、富山では地域の教育の発展のために尽力した人々がいました。教育者や篤志家の様々な活動によって、地域に教育が広がり、教育の質も高められてきました。このコーナーでは、そうした人々のなかから、藤井能三、馬場はる、南日恒太郎、蜷川龍夫の4人をご紹介します。



(個人蔵、高岡市立博物館提供)

### ふじい のうそう 藤井 能三 弘化3年(1846)～大正2年(1913)

射水郡伏木村(現・高岡市)で、北前船の回船問屋能登屋の長男として生まれました。元治元年(1864)、18歳で家業を継いだのち、伏木港の近代化に尽力しました。

まずは地域の人々の啓蒙が必要であると考え、学校の設立費や当面の運営費を自費でまかなうこととし、小学校の設立を当時の新川県に願い出、明治6年(1873)2月、県内最初の伏木小学校を開校させました。この時、教師として慶應義塾出身の吉田五十穂を迎えています。さらにこの3年後には、女子のための小学校も開校させています。

明治8年には、三菱会社代理店となり伏木港に汽船を廻航させ、さらに北陸通船会社を設立しました。また、伏木港灯台や測候所を作り、明治26年には中越鉄道会社(現・JR城端線・氷見線)設立にも参画しました。明治24年には『伏木築港論』を著し、その中で、伏木港とロシアのウラジオストク港を結び、シベリア鉄道を利用したヨーロッパ諸国との貿易ルートの可能性に言及し、大型船が入港できるように伏木港と庄川の改修の必要性を訴えました。明治33年、ウラジオストク航路が開設され、大正2年(1913)には、伏木港は改修を終えました。能三は完成の半年前の大正2年4月に亡くなりました。



(馬場家所蔵、富山市教育委員会提供)

### うべばやし はる 馬場 はる 明治19年(1886)～昭和46年(1971)

下新川郡泊町(現・朝日町泊)の商家・小沢家に生まれました。明治35年(1902)に北前船の回船問屋であった東岩瀬町(現・富山市)の馬場家に嫁ぎましたが、大正8年(1919)に夫の道久が亡くなったため、家業の一切を取り仕切る立場となりました。

家業のかたわら教育などの社会事業にも情熱を傾け、大正12年(1923)には皇太子(のちの昭和天皇)の成婚奉祝記念として富山県に2度にわたり合計134万円の寄付を願い出、県立の7年制の旧制富山高等学校(現・富山大学の前身校の1つ)の創設に大きく貢献しました。また、初代校長・南日恒太郎からの要請もあり、明治時代の文豪ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の蔵書などをその遺族から買い受け、「ヘルン文庫」として開校の記念に同校へ寄贈しています。

昭和36年(1961)、女性として初めて富山市名誉市民に推挙され、昭和46年(1971)に亡くなりました。



(富山大学人文学部提供)

### なんにち つねたろう 南日 恒太郎 明治4年(1871)～昭和3年(1928)

新川郡東長江村(現・富山市長江)に生まれた教育者・英学者です。

富山県尋常中学校(現・富山高等学校)で同期の南弘(官僚・政治家)や蟹江義丸(哲学者)らと学びましたが、眼病により中退しました。その後は、独学で国語、英語、英文学の研究を続け、明治26年(1893)、文部省の教員検定試験に合格しました。

正則英語学校、第三高等学校、学習院などで教鞭をとるとともに、『英文解釈法』(1905)、『和文英訳法』(1914)など多くの英語参考書を著しました。

大正12年(1923)、旧制富山高等学校が新設され、初代校長として迎えられました。なお、弟の田部隆次はラフカディオ・ハーン(小泉八雲)に学んだ英文学者で、遺族との親交が深かったことから、それが縁となり、馬場はるの寄付という形で、ハーンの蔵書を旧制富山高等学校で引き受けることになりました。昭和3年(1928)、岩瀬浜で生徒との遊泳中に亡くなりました。南日自身の蔵書の一部267冊が富山大学附属中央図書館に「南日文庫」として収蔵されています。



(富山大学人文学部提供)

### にながわ たつお 蜷川 龍夫 明治9年(1876)～昭和16年(1941)

新川郡滑川町(現・滑川市)の称永寺に生まれた教育者・宗教家です。

東京帝国大学で漢文を専攻し、さらに同大大学院においてインド哲学を学びました。明治43年(1910)より、奈良女子高等師範学校教授として倫理学を講義しました。その後郷里に帰り、大正10年(1921)に富山県師範学校校長、昭和6年(1931)に旧制富山高等学校校長(3代目)と校長を歴任しました。

この間、人材の育成に尽力し、師範学校に実業補習学校教員養成所や専攻科を新設しました。旧制富山高等学校では、ヘルン文庫を収蔵する小泉八雲図書館や、氷見市蛇ヶ島に生物臨海実験所を創立しました。また、「北方教育」(生活綴方教育の流れの1つ)を主唱し、つねに新しい時代の教育を考え続けました。

『仏教倫理学』(1906)など12冊に及ぶ著書を残し、晩年は、東本願寺参務として教団運営にも携わり、昭和16年(1941)に亡くなりました。

## 第4章

# 現在の教育の礎

終戦直後の昭和20年(1945)9月、文部省は民主的・文化的国家建設のための教育の推進に着手しましたが、同時期に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による日本の占領が開始されます。GHQの指令により、軍国主義的および極端な国家主義的思想および教育の払しょくが急速に進められました。加えて、昭和21年3月にGHQの要請によってアメリカ教育使節団が来日し、3月末に日本の民主主義教育や、教育制度の再編成についてまとめた報告書を提出しました。報告書はGHQによって公表され、日本の教育改革の路線とされました。その後、昭和21年5月に文部省がGHQの指導の下で教員向け手引書「新教育方針」を発表し、同年8月には内閣に教育刷新委員会が常置されるなど、改革が進められました。昭和22年3月には教育基本法、学校教育法が公布・施行され、戦後の教育改革の基本が整えられました。学校教育法施行後は、従来の大学に加え、新しい大学設置基準に基づく大学が全国で認可されました。富山大学も、戦後の大学設置基準によって設けられた新制大学のひとつです。

### 関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
昭和20(1945)	10		GHQ、日本教育制度に対する管理政策を指令
			GHQ、「教員及び教育関係者の調査除外認可に関する」指令を発令
	11	東京都長官から国吉村の中島庄官氏に学童集団疎開事業に関する感謝状と記念品が贈呈	
昭和21(1946)	1		「新日本建設ニ関スル詔書」公布
	3		アメリカ教育使節団来日
	4		アメリカ教育使節団報告書発表
			「公立学校官制」公布
11		「日本国憲法」公布	
昭和22(1947)	3		「教育基本法」「学校教育法」公布
	4		「学校教育法」施行。六・三・三・四制実施、新制中学発足
昭和23(1948)	4		新制大学発足、新制高等学校発足
		県内新制高等学校48校発足(県立41校/市町村立4校/私立3校)	
	9	高等学校一斉統合により全日制20校、定時制3校に再編成	
昭和24(1949)	5	旧制富山高等学校など5校統合して、新制富山大学開学(4学部で)	

出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)

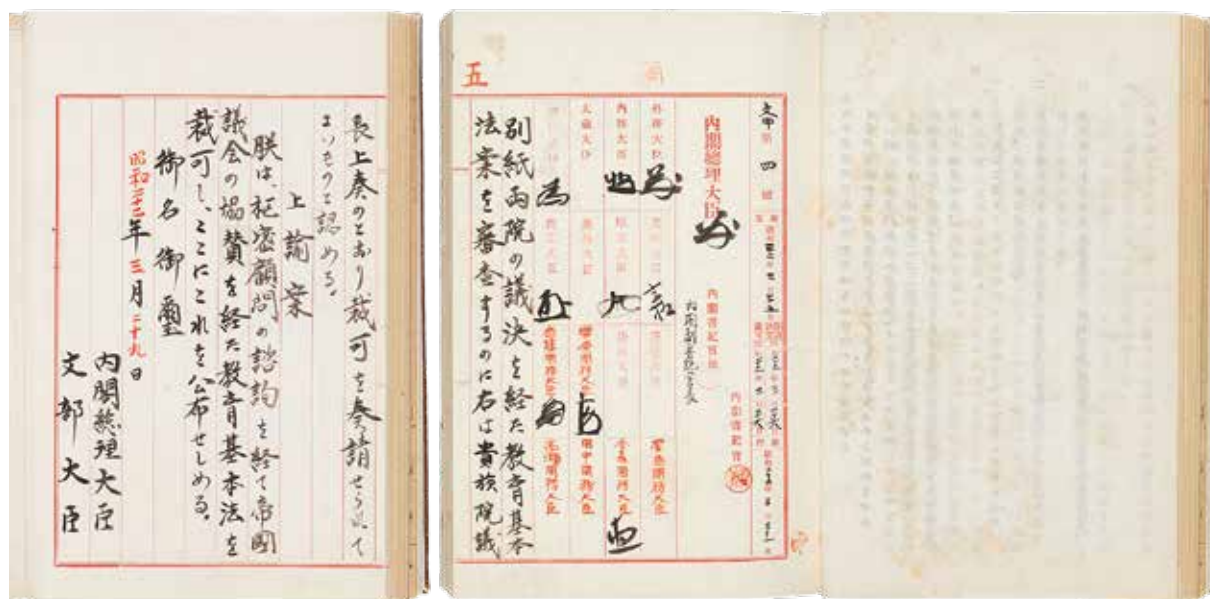




**日本国憲法**

昭和21年(1946)11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。天皇を国の象徴とし、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とするとともに、戦争の放棄、三権分立、国権の最高機関としての国会、地方自治の保障などを規定しています。

請求番号：御30168100  
 国立公文書館所蔵

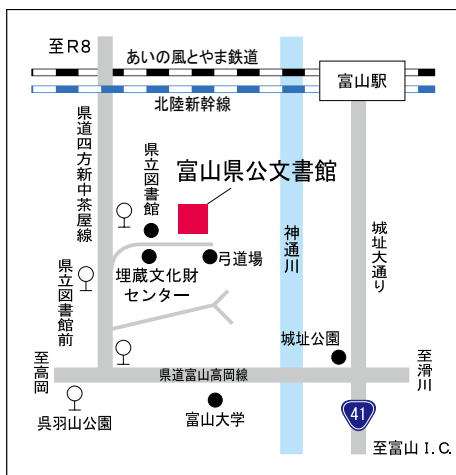


**教育基本法**

昭和22年(1947)3月31日、教育基本法が公布・施行されました。第二次世界大戦後の教育改革により、教育の根本理念を示し、その基本を確立するために制定された法律です。教育に関する基本法令は、それまで勅令で定められていましたが、以降、教育の重要事項は法律で定められることとなりました。資料は、教育基本法の公布が裁可された際の閣議書です。

なお、教育基本法の前文には「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。」とあり、後段で「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」と書かれています。

請求番号：類03070100  
 国立公文書館所蔵



## ■ 交通機関

### JR富山駅発バス

- 新港東口行〈県立図書館前〉下車徒歩 ……3分
- 高岡小杉方面行〈呉羽山公園〉下車徒歩…6分

国立公文書館 デジタルアーカイブ  
<https://www.digital.archives.go.jp/>



富山県公文書館デジタルアーカイブ  
[https://wwwb1.musetheque.jp/toyama\\_pref\\_archives/](https://wwwb1.musetheque.jp/toyama_pref_archives/)



お問い合わせ先 **富山県公文書館** 〒930-0115 富山市茶屋町33-2 TEL 076(434) 4050 FAX 076(434)4093  
<https://www.pref.toyama.jp/1147/kensei/kouhou/1147/index.html>

